**第三十九条及び第四十条**　削除

**第四十一条**　削除

（捕獲頭数の制限）

**第四十二条**　農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、小型捕鯨業の許可を受けた者（以下「小型捕鯨業者」という。）が捕獲することができる歯鯨（まつこう鯨を除く。以下この条において同じ。）及びミンク鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

一　歯鯨及びミンク鯨の資源の状況

二　全ての小型捕鯨業者の操業状況

2　農林水産大臣は、当該年において全ての小型捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての小型捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。

3　小型捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨を捕獲してはならない。

（捕獲の制限）

**第四十三条**　小型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

（鯨体処理場の使用の許可等）

**第四十四条**　小型捕鯨業者は、当該小型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　小型捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

3　小型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

（歩合金の算定）

**第三十九条**　大型捕鯨業者は、当該漁業に従事する砲手その他の乗組員に対する歩合による報酬の額については、捕獲した鯨の数のほか、その大きさ、種類及び鯨油その他の生産物の数量を参しやくして、これを定めなければならない。

2　大型捕鯨業者は、大型捕鯨業に従事する砲手その他の乗組員が漁業に関する法令若しくは当該法令に基づく処分に違反して鯨を捕獲したとき又は乳を分泌中の鯨を捕獲したときは、当該許可に係る船舶の乗組員に対しては、当該鯨についての歩合による報酬を支給してはならない。

（報酬計算書等）

**第四十条**　大型捕鯨業者は、第二十八条の規定により提出する事業成績報告書には、砲手その他の乗組員につき、各人ごとの報酬計算書及びその算出の基準を示した明細書を添えなければならない。

（大口径のもりづつの使用禁止）

**第四十一条**　小型捕鯨業の許可を受けた者（以下「小型捕鯨業者」という。）は、五十ミリメートルをこえる口径のもりづつを使用してはならない。

（操業期間の制限）

**第四十二条**　小型捕鯨業者は、毎年の継続する六月間の範囲内において農林水産大臣が別に定めて告示する期間内でなければ、ミンク鯨を捕獲してはならない。

2　第三十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（捕獲の制限）

**第四十三条**　小型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

（鯨体処理場の使用の許可等）

**第四十四条**　小型捕鯨業者は、当該小型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場（第八十三条に規定する鯨体処理場をいう。以下この条において同じ。）について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　小型捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。ただし、当該鯨がミンク鯨であり、かつ、当該船舶内においてこれを製品とした場合は、この限りでない。

3　小型捕鯨業者は、捕獲した鯨を、第一項の許可を受けた鯨体処理場（ミンク鯨にあつては、当該鯨体処理場及び当該鯨を捕獲した船舶）以外の場所において、処理してはならない。